

# 水道法の改正について

## コメント(その2)



よしむら かずなり  
吉村 和就

グローバルウォーター・タジヤン代表  
国連テックニカルアドバイザー  
水の安全保障戦略機構技術普及委員長  
日本水フォーラム理事

モリカケ問題やオウム真理教の死刑執行、ワールドカップのニュースの陰で、一億二千万人の国民生活に直結する「改正水道法」がわずか八時間の審議の末、七月五日、衆院本会議で自民公明両党、日本維新の会、希望の党などの賛成多数で可決された。だが法案は会期切れで次の臨時国会の参議院本会議で可決・成立が見込まれている。筆者は日本の水エンジニアリング企業に勤務したあと、国連ニューヨーク本部で環境審議官などを歴任し、世界と日本の水問題解決に取り組み、特に「世界の水道の民営化問題」に注目し続けてきた筆者のコメントを前号に続き述べる。

### 一・国による水道制度設計の根本的な誤り

水道の民営化(改正水道法案では、民営化という言葉は一切使っていない)に取り組まなければならなくなった根本的な誤りは、日本の水道行政(厚生労働省の所管)

の制度設計の失敗である。昭和三十年代から人口増加、水需要の増大に即応するために、とにかく右肩上がり(増収増益)の施策を取り続け、将来の人口減少による料金収入の減少、老朽化対策費用への備えなど必然であったが国として、日本水道の制度設計(更新費用の原価参入)を怠り、地方自治体任せにしてきたことである。平成の大合併で三千三百の地方自治体が集約され、水道事業では、現在約千四百の自治体が独自に水道経営している。その結果約三分の一が赤字であり、一般財源から水道会計に繰り入れることにより表面的な黒字を保っている事業体は全国の約半数に及んでいる。

### ・官・民だれがやっても値上げは必須

自治体にとってみれば、水道料金の値上げは、地方議員の次の選挙での当落に直結する重大事項である。「水道は票にならない」ことは議員の常識である。国の法的な指導、制度設計の法的根柢がなければ、更新改築費用の蓄えができない構造なのである。八割以上の自治体は、日常の水道経営(料金徴収、修理保全)で手が一杯であり、将来構想を描けていないのが実情である。このままでは政令都市や給水人口五十万人以上の自治体しか生き残れない事態に突入することは誰の目にも明らかである。

### 二・水道民営化の前にやるべきこと

水道の民営化については、国民の抵抗も強く、まずは①水道事業の広域化・統合

化である。最終的な形は「一県一水道の集約化」であろう。既に香川県、宮城県などで検討は進められている。さらに水道企業団方式による「水道水の卸売り事業の拡大」である。例えば八戸圏域水道企業団は県境を越えて給水をし、北千葉広域水道企業団は、千葉県、松戸市、野田市、柏市、習志野市など八市（給水人口約百二十万人）に、阪神水道企業団では神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市の五市（給水人口約百八十万）に給水し大きな成果を上げている。特筆できるのは日本で初めて「垂直水平の水道事業の統合」である。垂直とは企業団と自治体、水平統合とは自治体同士の統合を示す。岩手中部水道企業団では用水供給事業（卸売り）を経営していた企業団と構成団体（需要先）である北上市、花巻市、紫波町が垂直水平統合し平成二十六年から水道事業を営んでいる。統合により、広域化によるコスト削減、水供給の安定、施設の再構築、危機管理体制の強化、人材育成まで取り組んでいる。

#### ・広域化・統合化で本当にメリットが発揮されるのか

広域化・統合化は「規模の経済性の優位さ」が発揮されると強調されるが、そう単純でもない。まず人件費から見よう。水道局員の職務別（事務系、技術系）で見ると、給水人口十〜十五万人で事務職員と技術職員数は同等となり、給水人口が増えるに従い、技術職員は減るが、事務職員が増える傾向にある。給水人口三十万人を超えると事務職員は減少に向かい給水人口百万人近くでスケールメリットが発揮される。つまり中途半端な広域化・統合化ではメリットなしである。また施設

面から見ると、ある市の一つの浄水場をみても日常の稼働率は、最大給水能力の約五〜六割である。

水道施設は、当然その地域の最大水需要量で設計されている。夏場と冬場の違い、平日と土日の水需要の違い、お盆や災害時の水需要に対応するため過大に作られている。つまり広域統合化すると、浄水場の数により、そのピーク幅が増幅される。仮に大きな浄水場を一つ造ると、平日ベースにならずと稼働率が悪く、停止した時のリスクも増大する。「大きいことはいいことだ」と言えないのが水道事業の難しさである。

次に②ITやAIを活用し、広域化・効率化に取り組むべきであろう。既に水処理工エンジニアリング会社の水inng（東京港区）は「水みらい広島」を設立（広島県が三五%、同社が六五%出資）し、タブレット端末を社員全員に持たせ、技術の継承と経営効率化を達成している。また上場企業ではメタウォーター株がWBC（ウォーター・ビジネス・クラウド）で自社の設備だけではなく、広く自治体や管理会社にクラウドのプラットフォームを開放し、積極的な営業展開をしている。では全国の水道事業者が、仮にIT化をすべて進めたとしたら、どの位コスト削減になるのか。経済産業省の報告書「社会インフラのスマート化に関する水道事業におけるIT活用」（平成二十七年）によるとIT活用により大規模（給水人口五十万人以上）は財務数値一〇%削減、中規模（同五〜五十万人未満）一〇〜二〇%、小規模（同五万人未満）は一〇〜四〇%削減できる可能性を示唆している。

### 三. 水道料金格差の平準化問題

国民にとり水道問題の終着点は「適正なる水道料金の負担」である。全国自治体間の水道料金格差は約九倍である。また同じ県内でも三〜四倍の差が生じている。(新潟県内自治体で三倍差、千葉県内同四倍差)、市内での地域差(佐渡市内で六・四倍差)さらに簡易水道では格差がありすぎ問題が複雑である。これは水源の種類など①自然的地理的な条件(面積、高低差など)、②社会的条件(人口密度、産業の集積度など)の違いで大きな格差を生じている。

「平成の市町村合併」により約三千三百自治体が約千八百にまとまったが、福祉・保健など統一できた所が多かったが、水道料金は上記のような理由で、「なぜ我が市民が、合併先の市民を助けるために値上げしなければならないのか」と、料金格差解消は、ほとんどの合併自治体で先送りされた。なぜなら水道料金は議会の承認を経て条例で定められるからである。料金格差は依然として残り、これが最大の焦点である。

### 四. 民営化を成功させるためには

日本水道の現状を俯瞰すると③水道民営化の波は避けられない事態である。筆者の提案は英国方式の採用である。鉄の宰相サッチャー政権が一九八九年、水道完全民営化に取り組み際、必ず「民間会社は利益を追求し、その結果サービスの低下、料金の値上げをする」、その歯止めの仕組みを完璧に備えたことである。①OFW

ATの創設(二年ごとのサービスの調査、五年ごとの料金改定の審査、経済的な側面から強制調査権を有する)、②DWI(飲料水の水質監視、指導する権利を有す)、③CCWater(①および②の働きを監視し、行政指導を行う国家機関)を備え、二千以上あった水道事業体を二十一社にして完全民営化を達成している。もちろん一部民間事業者の利益隠し問題も起こったが、世界の流れから見ると成功例と言えるだろう。またOECD(経済協力開発機構、本部パリ市)は数多くの世界民営化水道を調査し、水道事業推進のための指針「公共アクションのチェックリスト」で官民連携の重要事項(二十八項目)を指摘している。これらも参考になるだろう。

#### ・日本の特異性を加味せよ

日本の水道民営化については、この英国方式プラスOECDに学ぶべきであり、それに、日本特有の事情(自然災害の多発国、地震対策、気候変動への対応、など)を加味し、制度設計に取り組みべきである。そのためには、自治体自身が、現在のアセット(施設、函渠、函面、施工図、人材、資金)などの現状を確実に把握することが、最も重要である。民間委託や民営化で必ず失敗するのは、委託側(官側)から、与えられたアセット情報が「いい加減で、実態と大きく乖離」していた例が多い。官民連携で最も大事なことは信頼関係であり、その土俵の上に立って官民の「Win-Win」の関係を構築する「こと」である。国の施策は、水道民営化に備え、監視、モニタリング、指導のできる公的機関を早急に作ることである。